

## 公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構 がん情報サイト寄附・協賛金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」という。）が配信する「がん情報サイト」の維持運営に対する民間企業等からの寄附・協賛金（以下「寄附・協賛金」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(寄附・協賛金の受入れ)

第2条 当機構のがん情報サイトの維持・運営上有意義であると認められる場合に限り、寄附・協賛金として受入れるものとする。ただし、がん情報サイトの維持・運営上有意義であると認められる場合であっても、次の各号に掲げる条件が付されているものについては、これを受入れることができない。

- (ア) 寄附・協賛金により取得した財産を無償で寄附・協賛者に譲与すること。
- (イ) 寄附・協賛金によるがん情報サイトの維持・運営の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附・協賛者に譲渡し、又は使用させること。
- (ウ) 寄附・協賛金の使用について、寄附・協賛者が会計検査を行うこととされていること。
- (エ) 寄附・協賛申込後、寄附・協賛者がその意思により寄附・協賛金の全部又は一部を取消することができること。
- (オ) 寄附・協賛金を受入れることによって機構の財政負担が伴うこと。
- (カ) その他、がん情報サイトの維持・運営上支障があると経営企画部長が認める条件。

(受入れの手続)

第3条 TRI担当窓口は、寄附・協賛者からの申込書（別紙様式1）の提出があった場合、予め当該寄附・協賛金が前条の規定に則しているか等について審査のうえ、これを適当であると認める場合は、受入れを決定し、医療イノベーション推進センター長に報告する。

(納入の報告)

第4条 TRI担当窓口は、寄附・協賛金が納入された時は、医療イノベーション推進センター長に報告し、領収書および礼状を送付するものとする。

2. 寄附・協賛者が前項の書類が不要な場合には、TRI担当窓口は、第3条(受け入れの手続き)及び第4条第1項の書類の発行を省略することができる。この場合においては、振込をもってがん情報サイトの維持・運営上有意義であるとみなすことができ、寄附・協賛を受入する。

(帳簿)

第5条 TRI担当窓口は、寄附・協賛金受入整理簿（別紙様式2）を備え、必要事項を記載、整理しなければならない。

（寄附・協賛金の支弁費目について）

第6条 寄附・協賛金は、原則として受入れた寄附・協賛金額の範囲内において、PDQ日本語版（患者様向け）配信に必要とする下記費目について支弁することができる。

（ア）人件費

人件費は、がん情報サイトの維持・運営等に要する雇用者に支給する経費とする。

（イ）謝金

謝金は、がん情報サイトの維持・運営等のための委嘱に支払われる謝金とし、原則として神戸医療産業都市推進機構研修講師等謝礼基準（平成12年11月）を準用する。ただし、外国人を委嘱する場合にはこの限りではない。

（ウ）旅費

旅費の支給は、機構の旅費規程の定めるところにより支給する。

（エ）物件費

物件費は、がん情報サイトの維持・運営等費用、新規コンテンツのアップ等の物件・図書の購入、製造その他役務にあてる経費とする。

（オ）その他の経費

その他、当機構のがん情報サイトの維持・運営上必要と認められる経費については、その都度検討するものとする。

（管理費）

第7条 がん情報サイトの維持・運営等の事務費として寄附・協賛金額の100分の15に相当する額を寄附・協賛金より控除し、一般管理費に充てるものとする。

（物品の管理）

第8条 寄附・協賛金により購入した物品等は、必要と認められるものについて、別途管理するものとする。

（寄附・協賛者への顕彰）

第9条 寄附・協賛金納付者名をがん情報サイトの芳名録に記載するものとする。

2. 寄附・協賛金の内、年間100万円以上、又は月間10万円以上の場合は、がん情報サイトのTOP頁に寄附・協賛金納付者名を記載し、さらに別画面を付与する。別画面の使用にあたっては、寄附・協賛者のがん征圧に対する活動や寄附・協賛者の広告等を記載するものとする。
3. TOP頁の記載期間は年度単位とし、寄附・協賛金の納付額に応じて、がん情報サイトのトップ頁に寄附・協賛金納付者名を記載するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、寄附・協賛金の運用に関し必要な事項は、経営企画部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 5月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成18年 8月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。